

「	水俣市	議会事務局	局長 次長
	市長部局	本庁	部長 部次長 課長 総務課長補佐 財政課長補佐 行政係長 秘書係長 職員係長 財政係長
		福祉事務所 総合医療センター	所長 院長 副院長 事務部長 事務部次長 診療部長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師 長 技士長 療法士長 科長 総務課長補佐 総務 係長
		湯の児病院	院長 副院長 総看護師長 副総看護師長 課長 薬剤科長 技師長 技士長 療法士長 科長 事務 課長補佐 総務係長
	収入役室		課長
	教育委員 会	事務局	教育長 教育次長 課長 審議員 学校給食セン ター所長 教育総務課長補佐 総務係長
		中学校	校長 教頭
小学校		校長 教頭	
選挙管理委員会事務局		局長	
監査委員事務局		局長	
農業委員会事務局		局長	

」に

改め、同表本渡市の項中「副学校長」を「庶務課長」に改め、同表中

「	牛深市	議会事務局	局長
	市長部局	本庁（会計課を含 む。）	課長 秘書係長 行政係長 職員係長 財政係長
		福祉事務所 市民病院	所長 院長 副院長 診療科長 看護総婦長 事務長 薬 局長
		クリーンセンター	所長
		教育委員 会	事務局
	教育委員 会	総合センター	所長
		勤労青少年ホーム	館長
くたまふれあいセ ンター		所長	
教育委員 会	中学校	校長 教頭	
	小学校	校長 教頭	
農業委員会事務局		局長	
選挙管理委員会事務局		書記長	
監査委員事務局		局長	

」を

牛深市	議会事務局		局長
	市長部局	本庁（会計課を含む。） 福祉事務所 市民病院 クリーンセンター	課長 秘書係長 行政係長 職員係長 財政係長 所長 院長 副院長 診療科長 看護総師長 事務長 薬局長 所長
	教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長
	選挙管理委員会事務局		書記長
	監査委員事務局		局長

改め、同表菊水町の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表中

植木町	議会事務局		局長
	町長部局	本庁（会計課を含む。） 病院 老人ホーム	課長 首席審議員 審議員 総務係長 秘書広報係長 人事係長 財務係長 病院長 副病院長 医局長 部長 事務局長 総看護婦長 看護婦長 ホーム長
	教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 次長 課長 首席審議員 審議員 所長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長

植木町	議会事務局		局長
	町長部局	本庁（会計課を含む。） 病院 老人ホーム 隣保館	課長 室長 首席審議員 審議員 総務係長 秘書 広報係長 人事係長 財務係長 病院長 副病院長 医局長 部長 事務局長 総看護師長 看護師長 ホーム長 館長
	教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 次長 課長 首席審議員 審議員 所長 校長 教頭 校長 教頭
	農業委員会事務局		局長

改め、同表菊陽町の項中「総括審議員 政策審議員 課長 室長」を「審議員 課長」に、「教育審議員」を「審議員」に改め、同表中

長陽村	議会事務局		局長
	村長部局	本庁 国民宿舎 総合福祉温泉センター	課長 課長補佐 支配人 センター長
	教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 校長 教頭 校長 教頭

長陽村	議会事務局		局長
	村長部局	本庁 保育園	課長 課長補佐 園長
	教育委員 会	事務局 中学校 小学校	教育長 局長 校長 教頭 校長 教頭

」に  
改め、同表大矢  
野町の項中「収入役室」を「会計課」に、「課長 室長」を「課長」に改め、同表栖本町  
の項中「婦長」を「看護師長」に改め、同表新和町の項中「看護婦長」を「看護師長」に  
改め、同表河浦町の項中「看護総婦長 看護婦長」を「看護総師長 看護師長」に改める。  
別表一部事務組合の表宇土、富合清掃センター組合の項中「事務局長」を「事務局長  
事務局長」に改め、同表玉名市外四ヶ町病院組合の項中「総看護婦長 副総看護婦長  
看護婦長」を「総看護師長 副総看護師長 看護師長」に改め、同表小国町外一ヶ町公立  
病院組合の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表蘇陽町清和村病院組合の項  
中「総婦長」を「総看護師長」に、「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表球磨郡公立  
多良木病院組合の項中「看護婦長」を「看護師長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 14 年 6 月 21 日

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県人事委員会規則第 40 号

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年熊本県人事委員会規則第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 13 条の表中 27 の項を 28 の項とし、14 の項から 26 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、13  
の項の次に次のように加える。

14	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養 育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその 子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であ ると認められる場合	一の年において 5 日の範囲内でその つど必要と認める 期間
----	---	---

附 則

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

熊本県警察本部公告第 370 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 6 月 13 日

熊本県警察本部長 折 田 康 徳

1 競争入札に付する事項

( 1 ) 借入物品及び数量

ア 熊本県警察統合 OA システム用パソコン 1036 台

イ 熊本県警察統合 OA システム用プリンタ 259 台

ウ 熊本県警察統合 OA システム用関連機器 一式

( 2 ) 借入物品の規格品質等 入札説明書及び要求仕様書に準じます。

( 3 ) 借入期間 平成 14 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで

( 4 ) 納入期限 平成 14 年 9 月 30 日

( 5 ) 納入場所 入札説明書及び要求仕様書に準じます。

( 6 ) 入札方法

ア 入札金額は、1 ヶ月当たりの借入金で行います。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセント  
に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端  
数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、  
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約  
金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入  
札心得（昭和 39 年告示第 420 号）の規定を準用します。

2 入札参加資格

( 1 ) 平成 14 年 1 月 23 日熊本県告示第 48 号（リース・レンタル契約に係る一般競争入  
札及び指名競争入札参加資格審査要綱）により、入札参加資格を有すると認められ

- た者であること。
- (2) (1) に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成 14 年 7 月 15 日(月)午後 6 時 15 分までに熊本県警察本部警務部情報管理課へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
- (3) 熊本県内に本社、支社、支店又は営業所を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
熊本県警察本部警務部情報管理課高度情報通信係(熊本県警察本部庁舎 4 階)  
郵便番号 862 8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096 381 2048
- (2) 入札説明書の交付  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書に記載します。  
イ 交付期限は、入札日の前日までとします。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成 14 年 8 月 1 日(木) 午後 2 時  
イ 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部庁舎 4 階 O A 研修室(熊本県警察本部庁舎 4 階)
- (4) 入札書の提出方法  
3 の(3)記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、3 の(1)記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)してください。
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県警察本部警務部情報管理課高度情報通信係(熊本県警察本部庁舎 4 階)  
郵便番号 862 8610 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096 381 2048
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続き等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積った 1 ヶ月あたりの契約金額に借入期間月数(48 ヶ月分)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければなりません。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除されます。  
ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を概ね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 契約保証金  
落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額に借入期間月数(48 ヶ月分)を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければなりません。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されます。  
ア 当該入札において、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 過去 2 年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模を概ね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とします。
- (5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- (6) 最低制限価格  
設定しない。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) その他詳細は入札説明書に準じます。
- (9) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 6 Summary

- ( 1 ) Name and quantity of commodity:  
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (1036set).
- ( 2 ) Date and place to submit bidding proposal:  
August 1st 2002 2:00p.m.  
Kumamoto Prefectural Police  
4th floor OA training Room  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture  
862-8610 Japan
- ( 3 ) Name of the department to be contacted with regard to this contract:  
Kumamoto Prefectural Police  
Police Administration Department  
Information Management Division  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture  
862-8610 Japan  
Tel 096-381-2048

熊本県選挙管理委員会告示第 55 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づくその総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

その総数の 50 分の 1      29,630  
その総数の 3 分の 1      493,832

熊本県選挙管理委員会告示第 56 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 4 項の規定に基づくその総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 14 年 6 月 21 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	
熊本市選挙区	171,725
八代市選挙区	28,179
人吉市選挙区	10,027
荒尾市選挙区	15,554
水俣市選挙区	8,278
玉名市選挙区	12,045
本渡市選挙区	10,607
山鹿市選挙区	8,860
牛深市選挙区	5,122
菊池市選挙区	7,237
宇土市選挙区	10,000
宇土郡選挙区	5,563
下益城郡選挙区	22,596
玉名郡選挙区	20,616
鹿本郡選挙区	15,638
菊池郡選挙区	34,059
阿蘇郡選挙区	20,985
上益城郡選挙区	23,577
八代郡選挙区	13,368
芦北郡選挙区	7,741
球磨郡選挙区	17,673
天草郡上島選挙区	14,689
天草郡下島選挙区	9,699

## 正 誤

平成 14 年 6 月 12 日熊本県公告第 495 号（工業統計新システム用機材の賃借に係る一般競争入札の実施）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	8	平成 13 年 2 月 23 日熊本県告示第 143 号（平成 13 年度物品（電気通信機器類及び OA 機器類の借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等）	平成 14 年 1 月 23 日告示第 48 号（リース・レンタル契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱）